

下水道河川・水道・交通委員会  
令和 7 年 9 月 17 日  
水 道 局

# 水第1号議案

## 水管破裂事故についての損害賠償額 の決定

## 1 趣旨

---

令和6年12月6日に神奈川区新町において、老朽化した水道管が破裂したことにより、近隣のビルに土砂を含んだ水が流入し、建物、設備等を汚損しました。

本事故について、損害賠償額を決定します。

## 2 事故の概要

- (1) 発生日時：令和6年12月6日（金） 午後10時10分頃
- (2) 漏水箇所：神奈川区新町24番の2



図-1 広域図

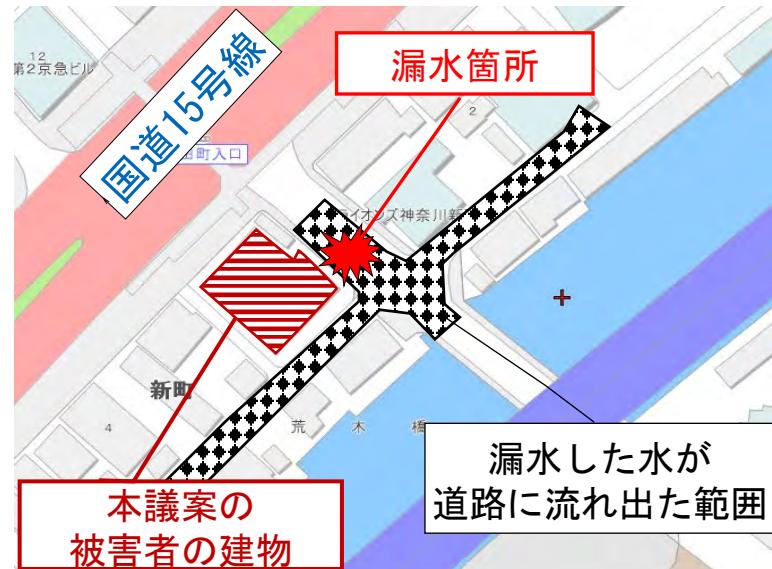


図-2 詳細図

## 2 事故の概要

- (3) 漏水した水道管：鋳鉄管（CIP）、内径300ミリメートル
- (4) 敷設年度：昭和37年（敷設後62年が経過）
- (5) 被害件数：4件

<内訳>

- ・本議案の被害：1件
- ・その他の被害：3件※

※ 工具等の汚損、受水槽再清掃等

- (6) 断水戸数：40戸
- (7) 原因：水道管の老朽化により、管本体に穴があき漏水した

### 3 事故対応の経緯

令和6年12月6日（金）

22時10分：市民から漏水の通報を受け、職員出動  
(漏水量は舗装の継ぎ目から側溝に流れ出る程度)

令和6年12月7日（土）

2時00分：道路掘削開始

10時00分：掘削工事中、漏水量増加（写真1）

10時20分：緊急断水実施、修理工事着手（写真2）

15時40分：修理工事完了

16時30分：断水解消

17時00分：埋戻し作業、路面清掃作業（写真3）

21時00分：全ての作業完了



写真-1 漏水量が最大時の様子



写真-3 路面清掃状況



写真-2  
水道管の破裂状況

## 4 本議案の対象となる損害

被害があった建物は「観音ビル」であり、赤色で示したところが漏水箇所です。

土砂を含んだ水が道路からあふれ、観音ビルに流入し建物・設備等を汚損しました。



写真-4

## 4 本議案の対象となる損害

### (1) 被害者

有限会社萩原龍（観音ビルの所有者）

※ 自動車整備工場を所有

### (2) 被害内容

観音ビルに土砂を含んだ水が最大30センチメートルまで浸水したことによる建物、自動車用エレベーター、車両整備用リフト（6基）の浸水被害です。

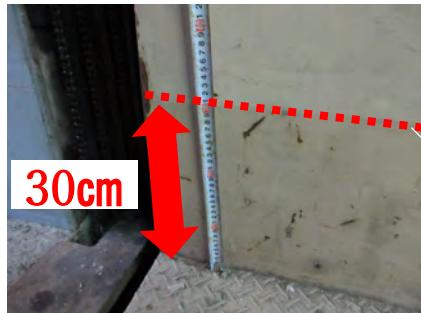


写真-5 建物への浸水状況



写真-6 自動車用エレベーター



写真-7 車両整備用リフト

## 5 損害賠償額

本件は、局所有施設により生じた事故のため、国家賠償法第2条第1項に基づき被害者に対し損害賠償を行います。  
なお、水道局が加入する保険が適用され、全額保険金で支払われます。

補償内容	損害賠償額 ※
(1) 建物の清掃消毒作業費	9,533,876円
(2) 自動車用エレベーターの修繕費	2,098,800円
(3) 車用リフトの交換及び修繕費	16,240,617円
合計	27,873,293円

※ 損害保険鑑定人が、設備等の減価償却を考慮した上で査定した損害賠償額

## 6 事故後の対応

- ・今回漏水した鋳鉄管の使用中止に向けて、当該鋳鉄管から給水している40戸を別ルートに切り替える応急的な工事を7月から着手し、9月上旬に完了しました。  
これにより、当該場所での同様の漏水事故は抑止されます。
- ・鋳鉄管は漏水した場合に影響が大きくなる傾向があるため、局内関係部署において、維持管理及び更新の重要性について改めて確認するとともに、残存している鋳鉄管の漏水調査を実施しています。

## 【参考】本市における鋳鉄管の更新

鋳鉄管の老朽化は全国的な課題であり、本市でも更新に向けた取組を行っています。

### 1 鋳鉄管の残存延長

衝撃がかかると割れやすい鋳鉄管は20年前に約700キロメートルありましたが、重点的に更新を進めてきた結果、現在運用中の管路は約100キロメートル（市内送配水管延長約9,300キロメートルの約1%）となっています。

### 2 現在の更新目標

横浜水道中期経営計画において、鋳鉄管の更新を主要事業である「送配水管の更新・耐震化」の一つとして位置付けており、4年間で40キロメートル程度、更新することを目指しています。

### 3 鋳鉄管更新計画の策定

鋳鉄管をより着実に更新するために、令和8年1月を目途に鋳鉄管に特化した計画を策定します。